

## 熊本市登録防災士（熊本市地域防災リーダー）事業実施要領

### （目的）

本事業は、地域の防災活動に積極的に取り組む意思のある者を「熊本市登録防災士（通称熊本市地域防災リーダー）」（以下登録防災士）として認定し、登録防災士には防災活動に取り組んでいる地域団体等と協働し地域防災力の向上に努めてもらい、本市の災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

### （対象者及び認定登録）

- 1 本事業において対象とするものは、熊本市内に居住する特定非営利活動法人日本防災士機構に認証された防災士資格保有者とする。
- 2 地域防災リーダーとして認定登録する者は、前項に該当する者で「熊本市地域防災リーダー（登録・変更）申請書（様式1）」を提出した者とする。
- 3 認定登録された者は、熊本市地域防災リーダー登録名簿に登録する。
- 4 登録防災士は、登録情報に変更が生じた場合、様式1により、その旨を速やかに報告するものとする。
- 5 地域から要請があれば、登録者名簿を登録防災士が居住する地区の自主防災会又は自治会へ提供するものとする。
- 6 次に該当する状況が生じた場合には登録者名簿から削除するものとする。
  - （1）登録防災士本人から辞退したい旨の申出があった場合
  - （2）登録防災士が死亡又は市外への転居若しくは所在不明が明らかになった場合
  - （3）その他、登録防災士としてふさわしくない行為があったと認められた場合
- 7 上記、登録者名簿の運用については、別途、「熊本市地域防災リーダー名簿（情報）の取扱について」に定めるものとする。

### （活動内容及び活動の流れ）

- 1 平常時における活動は、マイタイムラインの作成支援、防災訓練等への運営参加・協力、防災講話、防災教育等とする。また、災害時における活動は、地域住民及びボランティアとの協働による避難所運営の協力等とする。
- 2 登録防災士の活動までの流れは以下のとおりとする。
  - （1）地域（校区防災連絡会や自主防災クラブ等）から市に対し、地域防災活動のため、その地域に在住している地域防災リーダー名簿の提供について相談を受ける。
  - （2）市は取りまとめた名簿から地域防災活動で協力頂けないか相談し、対象者を選定する。
  - （3）連絡を受けた登録防災士は、市からの相談に対し、回答する。
  - （4）市は、了承頂いた登録防災士の記載された名簿を地域へ提供する。

### （その他）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則 この要領は、令和4年11月25日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年 6月30日から施行する。